

## 「まん延防止等重点措置」を受けての 教育活動の変更及び家庭訪問の中止について

麗春の候、日ごろは本校教育活動推進にご理解ご協力をいただきありがとうございます。また、長期にわたる新型コロナウイルス感染拡大防止対策にご理解ご協力を賜り感謝しております。

さて、昨日より本市が「まん延防止等重点措置」の対象地域となり、京都市教育委員会から教育活動等における感染防止対策のより一層の徹底について下記の通り通知がありましたのでお知らせします。

ご家庭に置かれましても、不要不急の外出を控え、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。

### 記

#### 1. 基本的な感染防止対策と健康観察の徹底の継続

引き続き、マスク着用・手洗い・換気・黙食等に取り組み、毎日の検温・健康観察表の提出を継続します。少しでも発熱等の症状や体調不良がみられる場合には、必ず登校をひかえて休養してください。また、同居の家族に発熱等がある場合も、登校をひかえていただくことをお願いします。

#### 2. 部活動について

- ① 保護者の理解・同意を得た生徒が活動に参加する。
- ② 健康観察票を必ず持参する。
- ③ 少しでも体調に不安を感じる場合は活動をひかえる。
- ④ 「京都市春季総合体育大会」は、感染防止対策を徹底し実施予定。観客の有無は、種目により異なるため顧問からお知らせします。

#### 【参考】部活動に係る4月12日からの取扱変更について

	～4月11日（日）	4月12日（月）～
活動時間 活動日	本市部活動ガイドラインに基づく 通常の活動時間・活動日・活動内容	2時間以内
活動内容		感染リスクの高い活動は控える（※1）
参加者	学校が管理できる対象・人数とする	自校の生徒・教職員のみ
活動場所	感染拡大地域での活動は禁止	校内のみ活動可
他校との交流	感染拡大地域の学校との交流禁止	不可
宿泊	感染拡大地域での宿泊禁止	不可
大会参加	可（参加に必要な宿泊も可）（※2）	

※1 「まん延防止等重点措置」の措置期間内に開催される大会・発表会等に出場する場合に限り、事故防止等の観点からこれらの活動を認めるが、感染予防対策を十分に講じた上で、最小限に留めること。

※2 中学校体育連盟や競技団体、文化関係連盟等が主催する大会・発表会等に限り、参加を認める。

#### 3. 家庭訪問について

**4月23日（金）～30日（金）に予定しておりました「家庭訪問」は、今回中止と致します。**

学校生活等におけるご相談、ご質問があるご家庭は、遠慮なく担任にお申し出ください。